

一般社団法人ドゥーラ協会「産後ドゥーラ資格認定規約」

第1章 総則

第1条 目的

本規約では、一般社団法人ドゥーラ協会（以下、「協会」という）による「産後ドゥーラ」資格の認定などに関し以下を定める。

第2章 産後ドゥーラ資格の認定

第2条 産後ドゥーラ資格の要件

産後ドゥーラ資格は、下記の全てを満たしているものに与えられる。

- 1号 協会主催の「産後ドゥーラ養成講座」（以下、「養成講座」という。）を受講したこと
- 2号 認定試験に合格したこと
- 3号 協会理事による面接にて、産後ドゥーラとしての知識・技量・人格が備わっていると認められたこと
- 4号 ドゥーラ賠償責任保険（損害保険ジャパン日本興亜株式会社提供）あるいは協会がその代替と認める保険に加入していること
- 5号 認定申請、再登録申請ないし認定更新の時点で、満76歳未満であること

第3条 産後ドゥーラの認定の申請

産後ドゥーラとして認定を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、前条の条件を満たした上で、協会指定の申請書を提出する。

第4条 産後ドゥーラの認定の実施

（1）協会は、申請者が下記のいずれかに該当する場合は、その認定を拒否することができる。

- 1号 未成年者
- 2号 禁固刑以上の罪に処せられた者であって、その執行を終わり、または

執行を受けることがなくなった日から三年を経過しないもの

3号 正当な理由なく、産後ドゥーラの業務上取り扱ったことに関して知り得た秘密を漏らした者であって、その行為をしたと認められる日から三年を経過しないもの

4号 産後ドゥーラの信用を傷つけるような行為をした者であって、その行為をしたと認められる日から三年を経過しないもの。

5号 第12条の規定により、認定取消しの処分を受けた者であって、その処分を受けた日から三年を経過しないもの。

(2) 協会は、申請者が2条の各号全てを満たし、前項により認定を拒否する場合をのぞくほか、協会の認定名簿に登録し、かつ、申請者に認定ドゥーラIDカードを交付する。

第5条 産後ドゥーラの認定の有効期限

認定の有効期限は、登録年度の3月31日までとする。

第6条 登録の変更

認定名簿に登録された者（以下、「認定ドゥーラ」という。）は、登録の申請情報に変更があったときは、遅滞なく、その変更を協会に届け出なければならず、協会は、それにしたがって認定名簿を変更するものとする。

第3章 産後ドゥーラの責務・権利

第7条 産後ドゥーラの責務

(1) 認定ドゥーラは、産後ドゥーラの趣旨を理解し、自己研鑽につとめ、誠実に業務にあたらなければならない。

(2) 認定ドゥーラは、ドゥーラ賠償責任保険（損害保険ジャパン日本興亜株式会社提供）及び産前産後期間以外の期間にサポート業務を行う場合は育児家事支援賠償責任保険（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社提供）に、それぞれ加入しなければならない。ただし、認定ドゥーラが派遣会社等法人等に所属し、その所属先がドゥーラの行う業務を補填する保険に加入しており、且つ当該認定ドゥーラが、その所属先のみで業務を行う場合は、この限りではない。

(3) 認定ドゥーラは、以下のことをしてはならない。なお、1号ないし3号については、養成講座を受講したが認定を受けていない者及び登録抹消した者（以下、認定ドゥーラと合わせて「認定ドゥーラ等」という。）も、引き続き、その義務を負う。

1号 業務により知り得た利用者の個人情報や家庭の事情などの秘密を、正当な理由なく漏らすこと。

2号 養成講座の内容、協会からの配布物等の協会の著作物につき、協会の許諾なしに、無断複写、転載、配布、アレンジ、販売を行うこと。

3号 他の認定ドゥーラ等や協会を誹謗中傷すること。

4号 業務において、特定の宗教、政党への勧誘、ネットワークビジネス・マルチ商法における物品・サービスの販売ないし斡旋をすること。

5号 業務において、医療行為を行うこと、ないし、投薬、予防接種、乳房トラブルなどに関し、医療的判断及びそれを伴うアドバイスをすること（但し、医療資格を有する者は、除く。）。

第8条 産後ドゥーラの権利

(1) 認定ドゥーラは、「認定産後ドゥーラ」、「認定ドゥーラ」、「産後ドゥーラ」の呼称を使用することができる。ただし、自身のチラシ・ホームページ・ブログ・ポスター・名刺などにおける資格名は、他資格との混同を避けるため、「ドゥーラ協会認定産後ドゥーラ」または「一般社団法人ドゥーラ協会認定産後ドゥーラ」と記載する。

(2) 認定ドゥーラは、自身の活動宣伝のため、自身のチラシ・ホームページ・ブログ・ポスター・名刺などにおいて、ロゴや協会で撮影したプロフィール写真など協会の著作物を、アレンジを加えずに、使用することができる。

(3) 認定ドゥーラは、任意で、有料のものは料金を支払った上で、協会もしくは提携先の提供する下記サービス（以下、「サービス」という。）を利用することができる。

1号 協会ホームページ上「産後ドゥーラ専用ページ」の利用

2号 協会ホームページ上「利用者向けページ」への情報掲載

3号 協会公式グッズの購入

4号 産後ドゥーラ養成講座の割引価格による受講

5号 認定者向け研修の受講

6号 「産後ドゥーラの集い」等、協会の主催するイベント参加

第9条 認定ドゥーラ等と協会との関係

(1) 協会は、認定ドゥーラ等に対し、その収入の保証をするものではなく、認定ドゥーラ等は、協会の研修等により得た情報を自らの責任において活用し、自己の事業の発展に役立てるものとする。

(2) 協会は、認定ドゥーラ等の業務上発生した、利用者、認定ドゥーラ等、もしくは第三者が被ったいかなる損害も負うものではなく、一切の損害賠償を負わない。

(3) 認定ドゥーラ等が、下記を行う場合、事前に協会の許可を得るものとする。

1号 他団体が主催するイベント・講座等において、宣伝活動の一環として、産後ドゥーラに関して活動報告や講義を行う場合

2号 協会の著作物を利用する場合

3号 全国区のテレビ・新聞・雑誌などに産後ドゥーラとして取材を受ける場合

第4章 認定の更新

第10条 認定の更新

(1) 第5条の有効期限を終了後も引き続き認定を受けようとする者(以下、「更新申請者」という。)は、下記の要件を満たした上で、かつ、協会に対し、更新料1万円を支払って、協会の定める期限内に更新の申請をしなければならない。

1号 前回認定を受けた日から更新の申請日までの間において、協会の指定する研修を履修しているか、あるいはその代替措置を受けていること

2号 7条(2)に定める保険の要件を満たしていること

3号 有効期限終了時に更新申請者が満70歳以上である場合、理事による面談を通じ、ドゥーラの職責に耐えうると判断されていること

(2) 協会は、更新申請者が第4条(1)のいずれか各号に該当しない限り、協会の認定名簿に引き続き登録し、かつ、更新申請者に認定ドゥーラIDカードを交付する。

(3) 更新料は、いかなる場合にもこれを返却しない。

第5章 認定の停止

第11条 認定の停止

(1) 認定ドゥーラが次の各号いずれかに該当する場合、協会は、その者につき、認定を停止することができる。なお、認定の停止の際は、停止期限を設けることができる。

1号 異なる利用者より、協会に対し、その者に関するクレームが複数回あったとき

2号 本規約に反したとき

3号 産後ドゥーラとしてふさわしくない行為があったとき

(2) 認定を停止された者は、停止期間中は、「認定ドゥーラ」、「産後ドゥーラ」「認定産後ドゥーラ」の呼称を利用することができない。

(3) 協会は、認定を停止された者に対し、講座の再受講や面談などを含む指導を行うことができる。

第6章 認定の取消し・登録の消去

第12条 認定の取消し

協会は、認定ドゥーラにつき、下記の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取消することができる。

1号 第4条(1)の各号のいずれかに該当するに至ったとき

2号 他人の名義、虚偽情報など不正の手段により認定を受けたことが判明したとき

3号 第11条(1)による認定停止をしたが、協会が改善の見込みがないと判断するに至ったとき

第13条 登録の消去

(1) 協会は、第12条による認定の取消し、及び第10条の認定の更新をし

なかった場合、認定名簿から登録を消去するものとする。

(2) 登録を消去された者は、遅滞なく認定ドゥーラ ID カードを協会に返納しなければならない。

(3) この場合において、協会は、産後ドゥーラ養成講座の受講料、更新料その他一切の金員を返還しない。

第7章 再登録

第14条 登録の消去後の再登録

(1) 第13条による登録を消去された者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合、その者は、再登録の申請を行うことができる。

1号 第10条の認定の更新をしなかった者であって、協会所定の再登録の要件を満たすもの

2号 第12条により登録を取消しされた者であって、再登録の申請時点で、第4条1号ないし5号に該当しないもの

3号 第12条2号の不正の手段により認定を受けたことにより登録を取消しされた者であって、再登録の申請時点で、不正の手段が行われた日より三年が経過したもの

4号 協会が特に認めたもの

(2) 協会が、その再登録を認めた場合、以前の登録の有効期限が申請をする前年の3月31日までであった場合、その者は協会に対し、更新料1万円を支払うものとする。

第8章 雑則

第15条 個人情報の取り扱いについて

(1) 協会は、認定ドゥーラ等の個人情報を、送付その他連絡業務など必要な範囲内で使用するものとする。

(2) 協会は、前項の個人情報を、法令に基づく場合を除き、本人の同意なしに第三者に開示しないものとする。

第16条 規約の改定

本規約は、協会内での討議を経て改訂することができる。

2015年3月25日制定

(附 則)

この規約は、2015年4月から施行する。

2017年2月27日改訂 2017年4月1日施行

2017年12月1日改訂 2018年4月1日施行